

キックオフ

札幌地域労組機関紙

2020年1月1日発行

- 第169号 -

札幌市北区北6条西7丁目 自治労会館3F

TEL 756-7790

FAX 756-7792

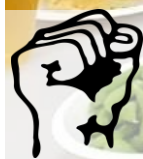
E-mail sgu@s-union.gr.jp

sapporo-general-union.net



SAPPORO GENERAL UNION

2019/11/30



第74回定期大会開催

定期大会後の交流会にて。於・自治労会館

11月30日、自治労会館にて札幌地域労組の第74回定期大会が開催されました。

冒頭、佐藤正剛執行委員長は「桜を見る会は、私たちの血税で首相の支持者をもてなした。政治の私物化を許さない。必ず、安倍政権に終止符を打とう」と強い姿勢を示しました。

来賓の札幌地域労組顧問・川村俊紀弁護士からは、「ここ数年、労働者の権利が軽んじられ、今こそ労働組合の団結力の強化が求められています」とご挨拶を頂きました。

同じく来賓のコミュニティ・ユニオン全国ネットワーク岡本哲文事務局長からは、「来年の通常国会は労働者の保護を破壊する、解雇の金銭解雇の制度や裁量労働の拡大を狙っています。現場から大きな声をあげ阻止して行こう」と激励を頂きました。

活動経過報告

鈴木一副委員長から2019年度の活動報告がされました。

組合の概況として、札幌地域労組には76組合約1900名が加盟していることが報告されました。また、2件の外国人技能実習生への不当解雇事件を

団体交渉で解決したことが報告がされました。

裁判闘争報告では、60歳定年再雇用職員と正規雇用者の間の不合理な待遇格差を許さない白石中央自動車学園労組の闘い（労契法20条）、北海道インターナショナルスクール支部の雇止め裁判（労契法19条）、他2件の裁判報告がされました。

2020年度活動方針

三苫文靖書記次長からは、2020年度の活動方針案が提起されました。

長時間労働が蔓延し8時間労働の原点が破壊されてきていることを認識し、生活を守る為に労働者はしっかり理論武装を行っていくこと、すべてのハラスメントを許さず闘うこと、誰もが安心して暮らせる社会の実現化に向け、公契約条例制定を目指す運動や最低賃金1,500円の実現、全国統一にも力を入れて活動していくこと、労働相談活動については、外国人労働者やLGBTQ層などへ裾野を広げて積極的に行っていくことが提案され、満場一致で承認されました。

その後の役員補充選挙で、三苫文靖さんが書記長に選出されました。（佐々木かおり）

コミュニティ・ユニオン全国集会 in ひょうご姫路



札幌地域労組からの参加者たち

10月5日～6日、姫路市にて第31回コミュニティ・ユニオン全国交流集会が開催され札幌地域労組から13名の仲間が参加しました。私自身、コミュニティ・ユニオン全国集会への参加は、実に15年ぶりの事でした。

15年前の函館集会で、当時、私は老人ホーム・ルミエールの施設職員として働いており、職員によって横行していた利用者虐待を札幌市に告発したばかりで、施設経営者と闘争中の当事者として壇上に上がりました。大勢の皆さんを前にした報告に、大変緊張したことを今でも覚えています。そんな思い出深いこの全国集会に、今回は、誰かの報告を聞いて、その当事者のつらい思い、闘いを支援する方々の熱い思いを少しでも共有したい、学びたい、とワクワクした気持ちで参加しました。



韓国非正規職労働団体ネットワークの皆さん

集会で一番印象に残っているのは、韓国非正規職労働団体ネットワーク（韓非ネ）の皆さんの報告でした。韓国での非正規雇用労働者の数は、今や拡大の一途をたどっているとの事ですが、労働組合の組織率はまだ低く、組織を拡大し社会問題化するための活動が映像と共に報告

されました。

韓国の仲間は本当に地道に、日々の人づき合いを親密に、大切にし、個々の労働の大変さに寄り添い、お酒を交し合い、喜びを分かち合う労働運動を展開していることが、とても暖かく、素晴らしいと感じました。心の拠り所やとりとめのない話しを出来る場を作り、人と人との繋がりを大切にする地道な活動で土壌を作り、その上でいろいろな議論が出来る仲間を増やしたいと、強く思いました。

また、関西生コン組合員に対する警察の大量逮捕、大弾圧の実態を直に聞くことができたことも、私にとっては常識を覆されるような大きな「事件」でした。正当な労働者の権利をも横暴に揺るがす、歴史に残る大事件にショックと驚きと怒りを隠せませんでした。

今大会に参加し、改めて「万国の労働者よ連帯せよ！」の力強い意味、労働組合の仲間の頼もしさを確認することができ、私自身もこれからもっと知りたい、声をあげたい、応援したいなど、様々な思いが芽生えた貴重な2日間となりました。（ライラックユニオン 多田めぐみ）

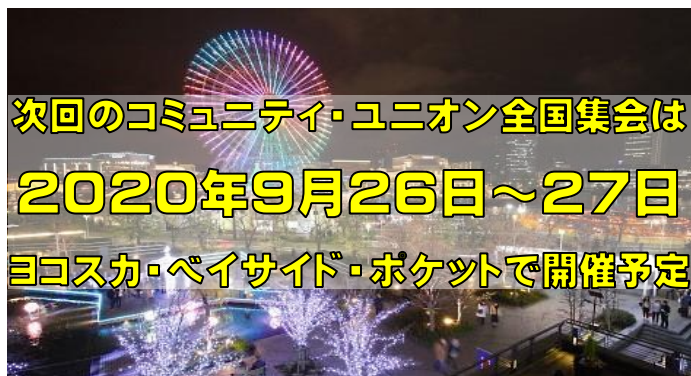
ユニオンの矮小化と分断

閉会挨拶で、本来なら地域運動の中核的な存在となるべきユニオン・合同労組が総評解体と連合誕生をキッカケに矮小化され分断されていることが指摘されました。

現実的には、専従職員もなく共済制度も不備で組合員がボランティアで労働相談や日常活動を支えている組織も少なくない。

また各ユニオンがバラバラな運動を展開しており、統一の方針が確立されていないなど課題は山積していることを強調し、労働運動の危機を訴えました。

労働者の駆け込み寺に止まらざるを得ない現実を転換する為に、団結力、財政力、政治力、社会的影響力を一刻も早く確立する事が急務です。（ライラックユニオン 組合員A）



活 動 報 告

清 掃 部 会 対 市 交 渉



市当局に現場の実態を強く訴えかける委託清掃友の会の仲間たち(於・札幌市役所会議室)

昨年に引き続き、委託清掃業務を担う清掃労働者の労働条件および環境の改善を求め、12月13日、札幌市役所にて、約2時間に渡り札幌市と交渉を行いました。

市当局は、業務課長・作業計画係長・労務係長・労務係員2名の計5名が出席し、我々「委託清掃友の会(清掃部会)」は13名が出席しました。

冒頭、現場作業員が極めて低賃金で働いている実態、将来的に十分な賃金が得られる展望がないことについて、市当局の認識を質問したところ、『非常に重く受け止める。しかしながら、委託先の労働者の賃金は、経営に関わることなので介入できない』と回答しました。

また、札幌市内のゴミステーションの数が、現在5万4000カ所にまで激増しており、さらに年間1700カ所ずつ増え続けている現状について、市当局は、清掃労働者への負担が非常に増加していることは承知しているが、『ゴミステーションを増やしているのは、市民からの要望であり、今後もさらに増やす方向である』ことを示しました。

現場の実態と札幌市の方針が噛み合っていないことに対し、参加者は、仕事は増えているのに賃金が上がらないことで、いかに現場が疲弊しているか、清掃労働者がきれいな街づくりに大きく貢献していることを訴えかけ、低賃金、重労働、且つ深刻な人手不足に陥っている現状が改善されなければ、『いずれ委託清掃事業が健全に継続

できなくなる』と現場の危機感を強調しました。

交渉の最後に、これまで年1回であった交渉を今後は年に数回開催する事が合意できました。より密に意見交換をすることで現場の実態を市当局に強く主張し、労働条件改善を継続的に取組みます。(公清企業支部 北眞泰利)

【 参 加 者 の 感 想 】

時間の関係で100%言いたいことを話せた訳ではないですが、委託清掃業界で働く人の気持ちを少なからず、札幌市当局は理解してくれたと思っています。

こちらの要求を直ぐには聞き入れてもらえないかもしれませんが、来期に向けて、ひとつでも良いので改善してほしいと願っています。

交渉についても、年に1回ではなく、2回、3回とこまめに札幌市と意見交換を実施して、少しでも委託清掃業界が働きやすく、若い人からも人気の出るような環境作りを目指します。(中央清掃支部 山田義幸)

北海道インターナショナルスクール支部

組合の元委員長であるマーガレット・シブヤさんは、定年の65歳になった以降、嘱託として1年間だけ雇用されましたが、66歳になった時点で学校は「不更新条項付きの労働契約」へのサインを迫りました。これを拒否したことによって彼女は雇い止めされました。嘱託職員の雇用契約書には「定年は72歳」と明記されており、主にその時のやり取りについて、証人尋問が行われました。

証人尋問において、原告のマーガレット・シブヤさんは、72歳まで働く意思を表示したことを学校は了承し、嘱託職員の72歳定年条項を加筆したと主張しました。それに対し、学校はあくまで契約は1年契約であり、72歳は上限であると反論。被告側証人のバリー・ラッツリフ校長の証人尋問では、『マーガレットさんとの契約は特別(1年契約)であり、その事についてもマーガレットさんと合意している』と証言しました。しかしながら、このようなやり取りは、これまでの準備書面や陳述書にも一切主張されていませんでした。今後裁判は、春先に結審して、5月の中旬を目処に判決を迎えます。



新年団結パーティのお知らせ

日 時 2020年2月5日(水曜日) 午後6時30分開始
 場 所 センチュリーロイヤルホテル 20階 ノーブル
 参加費 5,000円(このうち半額を地域労組本部が負担します)
 申込み 1月27日(月)までに出席の連絡を書記局までお願い致します。

告知版 (詳細は書記局までお問合せ下さい)

☆植村裁判支援集会

日 時 1月11日(土) 18:00~
 場 所 自治労会館3F中ホール
 会 費 2,000円(軽食と飲み物つき)

☆オスプレイ参加に反対する全道総決起集会

日 時 1月18日(土) 13:00~
 場 所 共済ホール6F(北4西1)

☆戦争をさせない北海道委員会 総がかり行動

日 時 1月19日(日) 13:00~
 場 所 札幌国際ビルディング前
 (北4条西4丁目東側)

☆平和憲法と教育の自由を守る全道集会

日 時 1月21日(火) 18:15~
 場 所 自治労会館5F大ホール
 内 容 映画上映 「アイたちの学校」

講 演 申 京和(シン・ギョンファ)さん
 (北海道朝鮮諸中高級学校 前校長)

☆労働弁護団北海道ブロック学習会

日 時 1月27日(月) 18:30~
 場 所 自治労会館3F中ホール
 テーマ 均等均衡待遇の実現を求めて

☆植村裁判 控訴審判決

日 時 2月6日(木)
 13:45集合 14:30言い渡し
 場 所 札幌高裁(札幌地裁と同じ建物)

☆書記局年末年始休業日

12月28日(土)~1月5日(日)

✓ 職場点検「あなたの周りにありませんか? こんなパワハラ」

①身体的な攻撃



叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。
 丸めたポスターで頭を叩く。

②精神的な攻撃



同僚の目の前で叱責される。他の職員を宛先を含めてメールで罵倒される。必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱る。

③人間関係からの切り離し



1人だけ別室に席をうつされる。強制的に自宅待機を命じられる。送別会に出席させない。

④過大な要求



新人で仕事のやり方もわからないのに、他の人の仕事まで押しつけられて、同僚は、皆先に帰ってしまった。

⑤過小な要求



運転手なのに営業所の草むしりだけを命じられる。事務職なのに倉庫業務だけを命じられる。

⑥個の侵害



交際相手について執拗に問われる。妻に対する悪口を言われる。